

件名	愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例
主管課	農産園芸課担い手・農地保全対策室
根拠法令等	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）
<p>【改正の概要】</p> <p>農業改良資金特別会計の目的の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律により、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法が廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するもの <p>(旧) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法</p> <p>(新) <u>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の</u>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法</p>	
施行日	公布日施行
<p>【その他参考事項】</p> <p>廃止された青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく就農支援資金の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農支援資金の貸付けに係る業務は、既に承認された資金利用計画に基づくものまで、引き続き県が行う。 ・ 貸付けられた就農支援資金の債権の回収事務は、引き続き県が行う。 	